

都市計画法(以下「法」という。)第21条第2項の規定において準用する法第19条第1項の規定により、京都都市計画(京都国際文化観光都市建設計画)地区計画の変更に係る都市計画の原案を作成したので、法第16条第2項の規定に基づく京都市地区計画等の案の作成手続に関する条例(以下「条例」という。)第2条の規定により、次のとおり公告し、当該原案を縦覧に供します。

なお、条例第3条の規定により、法第16条第2項に規定する者は、当該原案について、縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、京都市長に意見書を提出することができます。

平成19年10月18日

京都市長 梶本頼兼

1 地区計画の名称

明倫元学区地区地区計画

2 都市計画を定める土地の区域

京都市中京区饅頭屋町、七観音町、烏帽子屋町、鯉山町、山伏山町、菊水鉾町、了頓凶子町、観音堂町、三条町、六角町、百足屋町、骨屋町、玉蔵町、西六角町、橋弁慶町、姥柳町、不動町、占出山町、天神山町及び西錦小路町

京都市中京区場之町、柿本町、役行者町、町頭町、手洗水町、箏町、小結棚町、炭之座町、御倉町、衣棚町、釜座町、姉西洞院町、梅忠町、堂之前町、一蓮社町及び元法然寺町並びに下京区郭巨山町、月鉾町及び函谷鉾町の各一部

3 縦覧場所

京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地

京都市都市計画局都市企画部都市計画課

4 縦覧期間

平成19年10月18日から平成19年11月1日まで

(注)当該都市計画の原案について意見書を提出しようとする者は、住所、氏名及び同原案についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を、上記縦覧期間満了の日の翌日から起算して1週間を経過する日までに、〒604-8571京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地、京都市都市計画局都市企画部都市計画課に提出してください。

(都市計画局都市企画部都市計画課)